

理事会決定事項のお知らせ

去る6月3日開催しました平成21年度第2回理事会に於いて審議され下記事項が決定されましたのでお知らせ致します。各会員に於かれましては、決議事項をお守りいただき団体の運営及び事業に参加されますようお願いいたします。

決議事項

1. ランニングターゲット部会会員がクレ射撃公式大会に参加する時の条件。
ランニングターゲット部会会員がクレ射撃公式大会に参加を希望される時には、居住地或いは勤務地の都道府県クレ射撃協会に所属することが義務付けられました。
2. 公式大会の賞状について
公式大会表彰式に於いて、本部指定の表彰状を使用されず主管団体会長名の賞状や旧会長名の賞状を発行される団体がありますが、今後において同様の行為が行われたときには当該競技会を公式大会として認められない事となりましたのでご注意ください。
3. 公式大会の報告期限について
公式大会成績について本部への報告を2週間以内にお送り下さいます様お願いいたします。今年度より公式大会成績等も強化委員会選手選抜に於いて、参考資料とさせていただきます。且つ、ホームページやシューターズに適時掲載を致しますので宜しくお願い致します。
4. 公式大会参加時の会員証提示の厳格化について
公式大会の受付時には、会員証の確認の徹底をお願い致します。この事に関しまして、所属団体として本部会費を受領され本部登録完了までの対処と致しまして、所属団体で本部会費を受領されました時、継続会員については登録済みの会員番号、新会員につきましては当該会員の登録番号を本部に御問合せのうえ会費受領書に記載頂き所属団体発行の受領書を持って本部会員証が届くまで仮会員証とすることが承認されましたのでお知らせ致します。なお、所属団体が発行する本部会費受領書に付きましても統一すべく現在、様式等検討しております。
完成しだい各都道府県協会に配布致しますのでご利用下さいます様お願い致します。
5. 国体奨励金及び国際競技大会に関わる褒賞金規定について
平成19年度第1回理事会決定として、オリンピック出場枠獲得者に出していた100万円の褒賞金が北京オリンピック終了後廃止とされましたが、改めて理事会で検討いたしました結果、オリンピックを目指す選手の意欲を欠く恐れがあるとして復活されました。更に、国民体育大会に関わる奨励金に関しましても減額されていたものを元に戻し300万円とすることが承認され、平成22年度第65回千葉国体より実施することと致しましたのでお知らせ致します。
6. 倫理規定第6条1. による担当管理者選任について（違反者に対する処分等）
担当管理者として、高尾裕之副会長が選任されました。